

## 図書寄贈 よくある質問(Q&A)

**Q1:** 申請書類の準備がギリギリになりそうです。消印までは有効でしょうか。

**A1:** 消印有効です。なお、諸事情で遅れる場合は事前にご連絡いただくと助かります。

(選考委員会の資料の準備に間に合う範囲であれば受け付けています)

**Q2:** 学習図鑑等は全巻で揃えたいと思いますが総額で11万円を少し超えてしまいます。この内容で申請可能でしょうか？

**A2:** 学習図鑑等で、どうしても全巻揃えたいという理由とご希望がある場合は寄贈することがあります。寄贈の金額は「原則」なので、教育的効果が非常に高いと判断される場合は、寄贈しています。

**Q3:** 予算限度額を超えた差額は学校で負担してもいいのでしょうか？

**A3:** 学校の予算に余裕がある場合は「予算限度額を超える部分は学校で負担する」という条件で申請されても結構です。

**Q4:** 洋書の申請は「ご考慮下さい」とありますが、申請を控えたほうがいいのでしょうか。

**A4:** 洋書は、絶版や納期がかかる場合、また、為替の変動で購入金額が変わることがあります。

これまでも納品の時期になってから応募いただいた学校へ事情を説明し、他の図書へ変更していただくなど、ご迷惑をお掛けした経緯等がある為、「できれば」という意味で「ご考慮ください」としています。

**Q5:** 推薦機関の推薦理由は書かないといけませんか？

**A5:** 書きにくい場合もあるかと思しますので、必ずしも必要ではありません。ただし、推薦理由がしっかりと書かれている学校と比較され、選考から漏れることが多くなります。

**Q6:** 推薦機関は、教育事務所等(福岡市、北九州市、久留米市は市の教育委員会。以下同じ。)になっていますが、町等の教育委員会が記入し、押印してしまいました。

修正が必要でしょうか？

**A6:** 原則は教育事務所等ですが、町等の教育委員会の推薦印があっても修正する必要はありません。教育事務所で取りまとめて送付されたものは、教育事務所からの推薦があったものとして受け付けています。

**Q7:** カタログ等のコピーの添付は必ず必要ですか？

**A7:** 必ずしも必要ではありません。

過去に頂いた申請書類に記入間違いが多く、再確認に時間を要していました。また、洋書等の特殊な本の場合は本が特定できないため、カタログ等のコピーをお願いしました。よって、著名出版社の普通に出回っている本の場合は、不要です。

**Q8:** 「著者」の記入は必ず必要ですか？

**A8:** 必ずしも必要ではありません。

図書名だけですと、記入間違い等があり、図書が特定できない場合があったので「著者(個人名)」名を書いていただくようにしました。